

木曽川水系における水資源開発基本計画の一部変更の概要

〔概要〕

木曽川水系は、昭和 40 年 6 月に水資源開発水系に指定され、昭和 43 年 10 月に水資源開発基本計画（1 次計画）を決定した。その後、3 回の全部変更を経て、現行計画は平成 16 年 6 月に決定された 4 次計画となっている。

今般、木曽川水系連絡導水路事業に係る記載内容の変更が必要であるため、一部変更するものである。

〔変更理由〕

現行計画に記載されている木曽川水系連絡導水路事業は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討が行われ、令和 6 年 8 月に事業継続の対応方針が決定した。このため、現行計画の予定工期を変更する必要がある。

〔変更内容〕

(3) 木曽川水系連絡導水路事業

予定工期の変更

平成 18 年度から平成 27 年度まで → 平成 18 年度から令和 18 年度まで

なお、当分の間、事業を継続しつつ、引き続きダム事業の検証を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行うものとする。 → 削除

「木曾川水系における水資源開発基本計画」の新旧対照表

木曾川水系における水資源開発基本計画	木曾川水系における水資源開発基本計画
<p>平成 16 年 6 月 15 日 閣議決定</p> <p>平成 20 年 6 月 3 日 一部変更</p> <p>平成 21 年 3 月 27 日 一部変更</p> <p>平成 27 年 7 月 3 日 一部変更</p> <p>平成 28 年 1 月 22 日 一部変更</p> <p>平成 30 年 3 月 27 日 一部変更</p> <p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (略)</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項</p> <p>(1) 徳山ダム建設事業 (略)</p> <p>(2) 愛知用水二期事業 (略)</p> <p>(3) 木曾川水系連絡導水路事業 事業目的 (略) 事業主体 (略) 河川名 (略) 最大取水量 (略) 予定工期 平成 18 年度から平成 27 年度まで <u>なお、当分の間、事業を継続しつつ、引き続きダム事業の検証を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行うものとする。</u> (略)</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (略)</p>	<p>平成 16 年 6 月 15 日 閣議決定</p> <p>平成 20 年 6 月 3 日 一部変更</p> <p>平成 21 年 3 月 27 日 一部変更</p> <p>平成 27 年 7 月 3 日 一部変更</p> <p>平成 28 年 1 月 22 日 一部変更</p> <p>平成 30 年 3 月 27 日 一部変更</p> <p><u>令和 6 年 12 月 20 日 一部変更</u></p> <p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (略)</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項</p> <p>(1) 徳山ダム建設事業 (略)</p> <p>(2) 愛知用水二期事業 (略)</p> <p>(3) 木曾川水系連絡導水路事業 事業目的 (略) 事業主体 (略) 河川名 (略) 最大取水量 (略) 予定工期 平成 18 年度から令和 18 年度まで <u>(削除)</u> (略)</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (略)</p>